

議案第2号

富津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年8月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）により厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法が一部改正されることに伴い、関連する条文を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

富津市職員の再任用に関する条例（平成25年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。